

(仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案について

1 条例制定の背景

1年の半分近くを雪に覆われる旭川市では、1回の市道の除雪作業で除雪機械が走行する距離は2千km以上もあるため、通勤や通学など市民生活に支障が出ないよう、交通量の少ない夜中から朝方にかけて、降り積もった雪を道路横にかき分ける方法で作業を行っています。また、除雪作業により狭くなった道路幅を改善するための排雪作業では、運搬される雪の量は、多い年ではスタルヒン球場26個分の約800万m³にも及びます。こうした除排雪作業の実施による速やかな道路交通網の確保をはじめ、雪対策は、快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で欠かせない重要なものとなっています。

しかし、近年では、道路の除排雪作業に携わる企業の撤退や、除雪機械を運転・操作するオペレータの担い手不足、大雪や急な暖気など気象状況の変化への対応による除排雪経費の増加など、除排雪事業を取り巻く環境が厳しさを増しています。これに加え、交通や除雪作業の妨げとなる道路への雪出し等雪処理に係るルールやマナーの対策強化、多様化する市民ニーズへの対応など、雪に関する数多くの課題も生じています。

こうした状況に対応し安定した除排雪体制を確保していくため、市、市民、事業者が、雪対策の現状と課題を共有するとともに、雪対策の施策の方向性を定め、それぞれの役割を明らかにし、協働して課題解決に取り組むため、この条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

本市の雪対策の推進にあたり、市、市民、事業者各々の役割を明確化し、協働して雪対策に取り組むことを明記します。また、道路への雪出し等への遵守事項や指導、勧告、その他条例の目的を達するために必要な項目を規定します。

3 施行時期

令和5年度公布の日からの施行を予定しています。